

小型船舶に対する 安全キャンペーン実施中

～小型船舶の安全確保に向けて～



No.9



【救命胴衣の確認】



【訪船指導の様子】



【漁協への周知依頼】

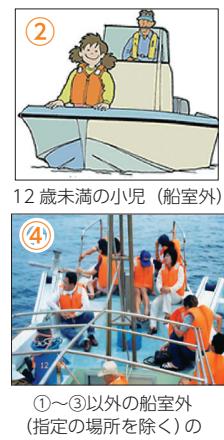
船舶を運航する方々におかれましては、積極的に自己点検を行なうなど、改めて安全航行に対する確認をお願い致します。

(※第十一管区海上保安本部の海難発生状況(速報値)から抜粋)

お問い合わせ先
運輸部 船舶船員課
☎ 098-866-1838

- ☆ 小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認や案内
- ☆ 海岸から12海里を超えない水域のみで操業する小型漁船であつたとしても、漁業以外の目的（遊漁など）にも使用する場合は12海里以内でも船舶検査が必要であること

- ☆ 発航前検査の確実な実施や小型船舶操縦者の遵守事項の徹底
- ☆ 船舶検査の適切な受検の確認や案内



- 【パトロール活動の主な内容】
- ☆ ライフジャケットの適切な着用（原則すべての乗船者にライフジャケットの着用義務）